

国民健康保険のお知らせ

限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の年次更新および新規交付申請

●70歳未満の人

入院の際にはお忘れなく

申請により交付された認定証を医療機関に提示すれば、入院時の医療機関窓口での支払いは自己負担限度額までとなります。

| | 入院時食事標準負担額 | 世帯単位（入院および外来含む） |
|--------------|---------------------------|--|
| 上位所得者 | 260円 | 自己負担限度額 150,000円+(医療費-500,000円)×1% ただし年間4回目以降の自己負担限度額 83,400円 |
| 一般 | | 自己負担限度額 80,100円+(医療費-267,000円)×1% ただし年間4回目以降の自己負担限度額 44,400円 |
| 住民税 非課税世帯 | 210円 (入院が90日を超えると160円) | 自己負担限度額 35,400円 4回目以降の自己負担限度額 24,600円 |

申請が必要

上位所得者とは、基礎控除後の総所得金額等が600万円を超える世帯です。

●70歳以上75歳未満の人

低所得者・の人は、申請により交付された認定証を医療機関に提示すれば、医療機関窓口での支払いは、低所得の自己負担額までとなります。一定以上所得者と一般の人は、既に交付済みの高齢受給者証により、もともと自己負担限度額までの負担になっていますので、申請の必要がありません。

| | 入院時食事標準負担額 | 世帯単位（入院および外来含む） |
|---------|---------------------------|--|
| 一定以上所得者 | 260円 | 自己負担限度額 80,100円+(医療費-267,000円)×1% ただし年間4回目以降の自己負担限度額44,400円 |
| 一般 | | 自己負担限度額 44,400円 |
| 低所得者 | 210円 (入院が90日を超えると160円) | 自己負担限度額 24,600円 |
| | 100円 | 自己負担限度額 15,000円 |

申請が必要

低所得者 は、 以外の住民税非課税世帯の人
低所得者 は、世帯全員が住民税非課税世帯であって、収入が一定基準以下の人

現在交付されている認定証の有効期限は、7月31日です。認定証の更新が必要な人は、下記のものをお持ちのうえ、7月下旬に健康課または各支所までお越しください。

認定証（交付されている人） 国民健康保険証 国保高齢受給者証（交付されている人） 印鑑（認印）

問い合わせ 健康課 73-3014

国民健康保険税の納税通知書を送付します

●世帯主に課税されます

国保税は、毎年7月に決定し、国保に加入している人の世帯主（納税義務者）に課税されます。世帯主が国保に加入していなくても、世帯内に国保の加入者がいれば、納税通知書は世帯主に送付します。

●保険税は年齢によって納め方が違います

| 40歳未満の人 | 40歳以上65歳未満の人 | 65歳以上75歳未満の人 |
|--------------------------------|--|--------------------------------|
| 保険税 医療保険分 + 後期高齢者支援金分 | 保険税 医療保険分 + 後期高齢者支援金分 + 介護保険分 | 保険税 医療保険分 + 後期高齢者支援金分 |

平成22年度の国保税率と課税限度額

| 区分 | 医療分 | 後期高齢者支援分 | 介護分（40歳～64歳） |
|-------|---|---------------------------------------|-------------------|
| 所得割 | 課税標準額()×税率 5.5% | 課税標準額()×税率 1.5% | 課税標準額()×税率 1.15% |
| 資産割 | 固定資産税額×税率 28.0% | 固定資産税額×税率 7.0% | 固定資産税額×税率 5.0% |
| 均等割 | 被保険者1人につき 22,000円 | 被保険者1人につき 5,000円 | 被保険者1人につき 6,800円 |
| 平等割 | 特定世帯()以外の世帯 22,000円 特定世帯() 11,000円 | 特定世帯()以外の世帯 6,000円 特定世帯() 3,000円 | 1世帯につき 4,000円 |
| 課税限度額 | 500,000円 | 130,000円 | 100,000円 |

課税標準額は、前年の総所得金額から基礎控除額330,000円を差し引いた額です。
特定世帯とは、同一世帯の人が、後期高齢者医療制度に移行することにより国保の資格を喪失し、国保加入者が1人になった世帯です。

●国保税の納め方は普通徴収と特別徴収とがあります

普通徴収...納付書で納付・口座振替で納付 特別徴収...年金から天引きによる納付

●国保税の軽減制度があります

世帯の所得に応じて、7割、5割、2割の軽減制度があります。

問い合わせ 税務課 73-3006

問い合わせ 税務課 73-3006

●74歳の方が会社の健康保険などから75歳の誕生日に「後期高齢者医療制度」に移行し、その被扶養者が国保に加入する場合



申請により、軽減が受けられます。
65歳以上で新たに国保に加入し、国保税を納めることになった人 → 均等割額が半額になり、所得割額・資産割額がかりません
さらに、国保の加入者が1人の場合 → 平等割が半額になります

●もともと国民健康保険の加入者で、75歳の誕生日に「後期高齢者医療制度」に移行し、75歳未満の人が国保に加入の場合



5年間軽減が受けられます。
所得が低く国保税の軽減を受けている世帯 → 世帯構成や収入が変わらなければ、今までと同じ軽減を受けることができます
さらに、国保の加入者が1人の場合 → 平等割が半額になります

後期高齢者医療制度の開始に伴う国民健康保険税の軽減

後期高齢者医療のお知らせ

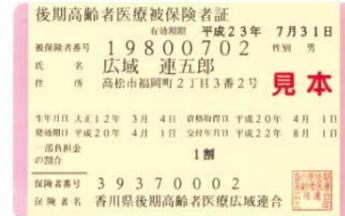
●被保険者証を送付します

問い合わせ 健康課 73-3014

現在、被保険者の皆さんがお持ちの被保険者証は、7月末で有効期限（1年間）が満了になります。8月から使用できる新たな被保険者証を、被保険者1人に1枚ずつ『特定記録郵便』で7月17日以降『ピンクの封筒』で送付します。7月26日を過ぎても被保険者証がお手元に届かない場合は、配達状況を確認しますので健康課へお電話ください。

被保険者証

カードサイズです。記載されている内容に間違いがないか確認してください。



有効期限の切れた被保険者証の返還

現在お持ちの被保険者証は、8月1日以降使用できませんので、健康課または各支所までお返しください。

●保険料の通知書を送付します

問い合わせ 税務課 73-3006

【75歳以上・一定の障がいのある65歳以上の人を対象者です】7月上旬に、今年度の後期高齢者医療制度の保険料納入通知書を、被保険者の皆さんに送付します。年度の途中で75歳になる人は、そのつど納入通知書を送付します。保険料は一人ひとりに賦課されます。

保険料の決まり方

年間保険料額 = 均等割額 + 所得割額（50万円を限度とし、100円未満切捨て）
 ・均等割額 = 47,200円 ・所得割額 = (平成21年中の所得 - 33万円) × 所得割率（8.81%）
 4月1日以降に納付義務および資格の発生・消滅があるときは、月割で計算します。

保険料の軽減制度があります

所得の低い人の負担を少なくするため、世帯の所得等に応じて軽減制度があります。軽減対象者の保険料は、世帯の所得などに応じて軽減された金額になっています。

保険料の納め方

特別徴収と普通徴収の2種類に分かれています。

年金から差し引かれる人（特別徴収）

対象となるのは

年金が年額18万円以上の人で介護保険料と後期高齢者医療保険料をあわせた額が年金受給額の2分の1を超えない人

納め方

年6回の年金支給月に支給される年金から後期高齢者医療保険料が差し引かれます。

| 仮徴収 | | | 本徴収 | | |
|---|----|----|-----------------------------------|-----|----|
| 4月 | 6月 | 8月 | 10月 | 12月 | 2月 |
| 前年の所得が確定していないため暫定保険料を納めます 前年度2月の保険料と同額です | | | 確定した年間保険料から仮徴収分を差し引いた額を3回に分けて納めます | | |

納付書での納付の人（普通徴収）

対象となるのは

特別徴収対象者以外の人
 年度途中で75歳になった人
 三豊市に転入した人

納め方

納付書で市役所・支所・指定金融機関の窓口で納付する方法と、口座振替で納付する方法があります。

納期限

第1期 8月2日(月) 第5期 11月30日(火)
 第2期 8月31日(火) 第6期 12月27日(月)
 第3期 9月30日(木) 第7期 1月31日(月)
 第4期 11月1日(月) 第8期 2月28日(月)
 口座振替は納期限が口座振替日となります。

普通徴収の納付は 便利な口座振替で



これらをもって
三豊市指定の金融機関で
お申し込みください。

平成22年度 介護保険料のお知らせ

問い合わせ 税務課 73-3006

●納入通知書を送付します

介護保険料は毎年7月に決定し、納入通知書を被保険者の皆さんに送付します。今年度、65歳になる人は、誕生日以降に納入通知書を送付します。

●65歳以上の人の保険料の決まり方

介護サービスにかかる費用などに応じて保険料の基準額が決まります。

$$\text{三豊市基準額} = \text{三豊市で介護保険給付にかかる費用} \times \text{65歳以上の人の負担分(20\%)} \div \text{三豊市の65歳以上の人数}$$

保険料は、基準額をもとに低所得の人への負担が重くなりすぎないように段階的に調整します。本人の市民税の課税状況や所得、世帯の市民税の課税状況に応じて7段階にわかれています。

基準額(年額) 43,800円 (単位円)

| 所得段階 | 対象者 | 保険料(年額) |
|------|---|---------|
| 第1段階 | 生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の人 | 21,900 |
| 第2段階 | 世帯全員が市民税非課税の人で、本人の年金収入額と前年の合計所得金額の合計が80万円以下の人 | 21,900 |
| 第3段階 | 世帯全員が市民税非課税の人で、第2段階に該当しない人 | 32,900 |
| 第4段階 | 世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、本人の年金収入額と前年の合計所得金額の合計が80万円以下の人 | 39,000 |
| | 世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、本人の年金収入額と前年の合計所得金額の合計が80万円を超える人 | 43,800 |
| 第5段階 | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の人 | 49,500 |
| 第6段階 | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の人 | 54,800 |
| 第7段階 | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の人 | 65,700 |

●保険料の納め方

特別徴収と普通徴収の2種類に分かれています。

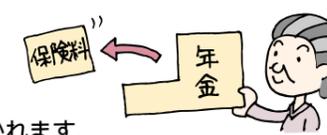
年金から差し引かれる人（特別徴収）

対象となるのは

年金が年額18万円以上の人
 老齢福祉年金・寡婦年金等は除く

納め方

年6回の年金支給月に支給される年金から介護保険料が差し引かれます。



| 仮徴収 | | | 本徴収 | | |
|--|----|----|-----------------------------------|-----|----|
| 4月 | 6月 | 8月 | 10月 | 12月 | 2月 |
| 前年の所得が確定していないため暫定保険料を納めます 通常4月は前年度2月の保険料と同額です | | | 確定した年間保険料から仮徴収分を差し引いた額を3回に分けて納めます | | |

納付書での納付の人（普通徴収）

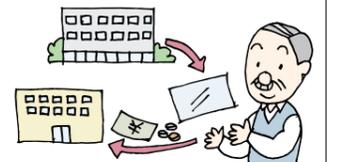
対象となるのは

年金が年額18万円未満の人
 年度途中で65歳になった人
 三豊市に転入した人
 老齢福祉年金・恩給のみの人
 保険料額が年度途中で変更になった人

年金担保・年金差し止めなどで年金が停止し、保険料が差し引けなくなった場合は、その差し止めなどが解除されても、年度途中ではなく、翌年度から特別徴収に切り替わります。

納め方

納付書で市役所・支所・指定金融機関の窓口で納付する方法と、口座振替で納付する方法があります。



普通徴収の納付は口座振替を利用すると便利です。納期ごとに指定口座から自動的に引き落とされ、納付の手間がはぶけます。口座振替を希望する人は、指定金融機関の窓口へお申し込みください。今まで国民健康保険税等を口座振替により納付していた人も、同様に手続きをしてください。